

議題（3）総合事業計画の作成について

1．作成の必要性について

総合事業計画は、連携計画に位置づけられた事業のうち、協議会が当初3年間に取り組む事業について策定するものであり、また、地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領による補助事業の採択条件となっている。

「地域公共交通活性化・再生総合事業は、地方運輸局長の認定を受けた地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業について予算の範囲内で補助するものとする。（実施要領抜粋）」

2．総合事業計画（案）について

総合事業計画（案）は、地方運輸局長の認定が必要であるため、定められた様式に基づき作成したものであり、別紙3「箕面市地域公共交通活性化・再生総合事業計画（案）」のとおりとする。

3．今後の手続きについて

「箕面市地域公共交通活性化・再生総合事業計画」の認定を国（近畿運輸局）に申請し、国（近畿運輸局）が認定した後（平成22年3月予定）、国（近畿運輸局）へ補助金の交付申請を行う。